

公布された規則のあらまし

理容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第六一号）

- 1 外国人登録法の廃止に伴い、理容所開設届の添付書類について、外国人登録証明書の写しを住民票の写し（住民基本台帳法第三〇条の四五に規定する国籍等を記載したものに限る。）に改めることとした。（別記様式第一八号関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。

- 3 この規則は、平成二四年七月九日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

美容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第六二号）

- 1 外国人登録法の廃止に伴い、美容所開設届の添付書類について、外国人登録証明書の写しを住民票の写し（住民基本台帳法第三〇条の四五に規定する国籍等を記載したものに限る。）に改めることとした。（別記様式第一八号関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。

- 3 この規則は、平成二四年七月九日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第六三号）

- 1 外国人登録法の廃止に伴い、製菓衛生師免許申請書の添付書類について、外国人登録証明書の写しを住民票の写し（住民基本台帳法第三〇条の四五に規定する国籍等を記載したものに限る。）に改めることとした。（様式第四号）

- 2 この規則は、平成二四年七月九日から施行することとした。

興行場法施行細則の一部を改正する規則（規則第六四号）

- 1 外国人登録法の廃止に伴い、興行場営業許可申請書の添付書類について、

外国人登録票の記載事項に関する市町村長の証明書を削除することとした。

（様式第一号関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二四年七月九日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。